

令和7年度 第9回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和7年12月25日

令和7年度 第9回定例総会議事録

1. 日 時 令和7年12月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域) 1番 亀井 昌一

(氷上地域) 3番 池田 将徳 4番 荻野 恭敏 5番 兼古 善明

6番 平松 稔久 7番 福井 脩 8番 山本 浩子

(青垣地域) 9番 足立 篤夫 10番 足立 年一 11番 荻野 一喜

(春日地域) 12番 荻野 隆太郎 13番 小橋 季敏 14番 新才 泰則

15番 婦木 克則 16番 細見 滋樹

(山南地域) 17番 岸本 好量 18番 田中 幸治 19番 野垣 克巳

20番 和田 憲治

(市島地域) 21番 荒木 嘉信 22番 荻野 広 23番 橋本 慶子

24番 米田 豊

○欠席委員 (1名)

2番 堀 巧

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 公共工事の届出について

報告第 4 号 電気事業者による届出について

5. 閉会

1. 開会

- 議長 ただいまより、令和7年度丹波市農業委員会第9回定例総会を開催いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いします。

2. 会長あいさつ

- 岸本好量会長（会長あいさつ）

- 議長 ありがとうございます。

事務局から会議の開催について、報告をお願いします。

- 事務局 失礼いたします。事務局でございます。

本日の定例総会の出席人数でございます。議席番号2番の堀委員から欠席の届出がされております。つきましては、在任委員24名中、出席委員は23名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

もう1点、申し訳ありませんが、議案書の訂正をお願いいたします。

50ページを御覧ください。議案第3号、5条の2番備考欄になります。「事業費：5条所有権の4番」とありますが、「3番」に訂正をお願いいたします。以上です。

3. 議事録署名委員の指名

- 議長 続きまして、日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号1番の亀井委員、議席番号3番の池田委員、両委員よろしく願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号32番 ～
～ 議案第4号 番号9番、番号10番 ～
～ 報告第2号 番号2番 ～

- 議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第1号、番号1番朗読

- 議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

- 委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号2番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

利用計画は、果樹となっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号3番と番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

利用計画は、水稻や小豆を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

次に、番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

利用計画は、花木を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号5番、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を贈与により取得し、現在作付しております野菜を継続して作付したいというものです。図面は13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、現在水稻を作

付しており、引き続き水稻を作付したいというものです。図面は14ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15、16ページに示しております。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号8番、番号9番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、農地を売買により取得し、農業を始めたいというもので、図面は17ページに示しています。

申請者は外国籍の方ですが、農地を取得できる要件を満たしていることを確認しています。17ページの拠点に合わせて購入し、作付は果樹と野菜を計画しております。

農機具は、手作業で計画されておりますが、必要な場合は知人より借りる予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号9番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。
続きまして、番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。
番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。
番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。
番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。
番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。
続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号10番～番号14番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

利用計画は、栗を栽培する予定です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、豆類を栽培すると聞いております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号12番と番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しています。

利用計画は、水稻を栽培する予定です。

なお、譲受人の所有地の中に非農地となっている土地があり、昭和55年頃に父が建てた農業用倉庫として利用している土地があるため、令和8年3月までに手続きをする誓約書が提出されております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号13番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しています。

利用計画は、栗を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号14番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は23ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、作付計画や農機具の確保状況は、面積の大きな田は水稻、畑や小さい田は野菜や果樹を栽培したいということで、大型の農機具は近隣で借りるということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 市外の方で高齢ですが、拠点や農作業に問題はありませんか。

○委員 今年度に入ってから何回か農地法第3条申請があり、拠点は近隣集落に実家の跡地があ

り、小さな住まいを確保されておる状況でございます。

本人は会社役員で、従業員も地域内に7、8名おり栗の栽培に携わっておる状態です。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等ございませんか。

○○委員。

○委員 進入路は左か下の譲受人のどちらかの人ですか。続いて行ける状況ですか。

○委員 譲受人宅がこの左側の家で、北側の田は黒豆を栽培中です。

○委員 屋敷から行けると。

○委員 そうです。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号15番～番号25番、議案第4号、番号9番、番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号15番、番号16番、番号17番、番号18番、番号19番を、議席番号○番の○が説明させていただきます。

番号15番は、農地を売買によって取得をして、農業経営を拡大したいというものでございます。24ページに示しております。

申請地の東側の隣接農地も譲受人の耕作する農地で、一体的に水稻で管理となっております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

番号16番も、農地を売買によって取得して、農業経営を拡大したいというものでございます。図面は25ページに示しております。

ここでの栽培は栗です。譲受人は従来から栗栽培をされております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

番号17番も、売買によって取得し、農業経営を拡大したいというものでございます。図面は26ページに示しております。

栽培は野菜ということですが。

26ページの実家が拠点でして、そこに道具等を持っておられます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

番号18番も、農地を売買によって取得し、農業を開始したいというものでございます。図面は27ページに示しております。水稻をしたいということです。

26ページ、この方はこの場所に住んでおられ、近所に実家があり、いろんな道具も使いながら実家の野菜栽培をされておられます。

今回、初めて売買によって水稻を栽培すると聞いております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

すみません。番号16番につきまして誓約書添付があります。昭和60年頃に家を建てた際、屋根がはみ出し、土地の一部を分けてもらったが申請が抜けており次回申請をしますと、誓約書を添付されておりました。申し訳ありません。

番号19番も、売買によって取得して農業経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。利用計画は、野菜です。

売買する土地の上側に実家が隣接しており、日頃から野菜栽培をされ、道具も揃っています。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号20番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページと30ページに示しております。

図面の自宅右と上の小さい所は野菜、他は水稻を計画されております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号21番も議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号21番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページと32ページに示しております。

小さい畑は野菜、もう1筆は水稻と聞いております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号22番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号22番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は32ページに示しております。

小さな畑の2枚に既に栗が植わっており、引き続き栽培という計画になっております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号23番と番号24番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号23番は、農地を売買により取得し、農業経営規模を拡大しようとするもので、図面は33ページに示しております。

作物は水稻、黒大豆、小豆を予定しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

続きまして、番号24番は、農地を売買により取得し、農業経営規模を拡大しようとするもので、図面は34ページに示しております。

譲受人宅の西側の畑です。作物は、野菜を栽培する計画をしています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この案件には誓約書が添付されています。譲受人の所有農地に農業用施設が建設されているため、2アール未満の届出をするという誓約書です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号25番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号25番は、農地を売買により取得し、新規に農業をしたいというもので、図面は35ページに示しております。

申請に当たり、新規に購入した土地と、名義変更中の拠点もあり、農機具はトラクター、草刈機等を一緒に買われて従事されるそうです。

35ページの右下に拠点とありますが、真ん中に分かれたところがあり、右側の細長い筆が、元の筆から分筆された筆で家に掛かっており非農地証明の申請が出ております。

他の農地は水稻、小さい所は野菜になっております。

○議長 非農地証明願の案件も併議になっておりますので、そちらの説明もお願いします。

○委員 議案第4号の番号9番と番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

この拠点は宅地になっており、農地への復旧は困難であり、周辺状況から見ても、非農地と判断して特段に影響がないと見込まれ、また、農地でなくなった時期は、平成6年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号18番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。
番号19番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号19番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。
番号20番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号20番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。
番号21番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号21番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。
番号22番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号22番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。
番号23番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号23番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。
番号24番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号24番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号25番と、議案第4号の番号9番、番号10番について、質問、意見等はありませんか。

○委員 よろしいか。

○議長 はい、○○委員。

○委員 議席番号○番の○○です。

この方3条申請され、登記手続中の案件も何件かあるのですね。

今回の案件、面積を足すとそれなりの経営規模になるのですが、職業を確認しますと、専門職で拠点は確保されておりますが、実際にこちらへ移り住む予定の話とか聞かれておられますか。分かっておれば教えていただきたい。

○委員 年間150日農業に従事するというので、奥さんと2人共150日従事されるということ。夫婦2人とも150日従事されるということ。

○議長 ほかに質問、ありませんか。

非農地証明願が出ております住宅も購入され拠点として、3条で購入されるということですよ。○○委員からの質問は、その拠点に住まわれて。

○委員 現在も住まわれているのです。

○議長 住所は市外ですけど、移住とかどうですかと言う質問です。

○委員 150日ずつとしか書いてないのです。半分半分で来られるのか、そこは確認してないのです。

○議長 2拠点みたいな形で、生活されるということで、よろしいですか。

○委員 それは分からないですが、年間150日。200日は向こうにおられるかもしれないですが、拠点まで持ってされるので2拠点生活になると思います。農機具はトラクターや草刈機も自走式が拠点に置いてあります。同地域内の人と一緒にされることをお聞きしています。その人から田植機とかコンバインは借りられると思っております。

○議長 ほかに質問、意見等、ありませんか。

○○委員。

○委員 確認ですけど、東側の広い所は水稻で、小さい所は野菜でしたか。

○委員 そうです。

○委員 150日で出来るのですか。近所の人に手伝ってもらうとか、その確認が必要かと。

○議長 休憩を取ります。暫時休憩して、説明したいと思いますので、少し休憩を入れます。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは、会議を再開いたします。

番号25番について、再度春日地域委員長から確認報告をしていただくようお願いします。特に3条の部分について。

○委員 議席番号○番の○○が説明させていただきます。

担当委員が説明したとおり、大きな筆ですが拠点を設け農業機械も揃えるということで、大きな田の2反、1反は水稻、小さな所は畑という計画を持っておられます。仕事を持っておられますので、土日休日に農業をやるということです。

地域委員会として異議がないと同意した訳です。春日地域内で色々と協力をしていただく方もおられると聞いており、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の従事者要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会から、再度確認報告をいただきました。

議案第4号の番号9番、番号10番、並びに議案第1号の番号25番につきまして、質問、意見等、ございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、意見等がないようですので、採決をとります。

まず、議案第4号の番号9番、番号10番は証明書を交付すること。交付したうえで、それを拠点として、議案第1号の番号25番について、採決をとりたいと思います。

議案第4号の番号9番、番号10番、議案第1号の番号25番につきまして、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第4号の番号9番、番号10番は証明書を交付すべきもの、議案第1号の番号25番は許可すべきものと決定いたします。

○議長 続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号26番～番号30番、報告第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号26番、番号27番、番号28番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号26番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は36ページに示しております。

利用計画は、果樹でございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この申請には関連する案件がございます。報告第2号の番号2番をご覧ください。

申請農地のうち1筆に、譲渡人の父が昭和44年頃に建築された農業用倉庫があります。この倉庫を譲受人が引き続き農業用倉庫として利用したいということで、この度2アール未満の届が提出されたものです。この案件には、譲渡人の経過書が添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号27番は、農地を売買により取得をし、経営規模を拡大したいというもので、図面は37ページに示しております。

利用計画は、現在栗を栽培されており、譲受人が引き続き栗の栽培をされます。

地図の左上、北東方向に譲受人の家が存在しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号28番は、農地を売買により、農業経営を開始したいというもので、図面は38ページに示しております。

利用計画は果樹栽培です。図面の左側に、譲受人の家が存在しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号29番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号29番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は39ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号30番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は40ページに示しております。

40ページの拠点の家に両親が住まわれておられます。

利用計画は、黒大豆でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

まず、番号26番並びに報告第2号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第2号の番号2番につきまして、御承知おきください。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

番号30番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号31番、番号32番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告ですが、番号31番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号31番につきまして市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号31番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号31番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は41ページです。

利用計画は、豆と伺っております。

地域委員会としては、農地法第3条の第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号31番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号31番は許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

- 議長 続きまして、番号32番について、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号32番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。
- 番号32番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は42ページです。
- 栽培品目は、水稻、野菜、果樹です。
- 地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
- ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。
- 番号32番について、質問、意見等はございませんか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号32番について、許可することとしてよろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番 ～

- 議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
- 事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、番号1番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
- 番号1番は、娘夫婦の同居により、家の前の畑を露天駐車場にするための申請です。
- 農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。
- 隣接農地はなく、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。
- また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に間違いがないことを確認しております。よろしくお願いいたします。
- 議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。
- 番号1番について、質問、意見等はございませんか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

ここで、休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第3号 所有権 番号1番～番号4番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番、番号2番 ～

～ 議案第3号 賃貸借権設定・一時許可申請 番号1番～番号5番 ～

～ 報告第1号 番号2番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告ですが、番号1番と番号2番については、同一の申請のため、併議という形で取扱いをさせていただきます。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番と番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番と番号2番は、売買により太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は48ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

なお、太陽光発電設備設置条例では、住宅用地の敷地境界並びに県道の境界から50メートル以内が抑制区域ですが、地元並びに隣接土地所有者から反対意見がない場合には、太陽光発電設備の設置を認める方向であることを、事務局を通じて担当課に確認をしています。

また、地元自治会と転用事業者との間で、協定書を締結する予定となっております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号2番は許可相当と意見を付して、進達すべき

ものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件です。

○事務局 議案第3号、番号3番、使用貸借権設定、番号2番、報告第1号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、47ページの番号3番と、50ページの番号2番、70ページの番号2番につきまして、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

まず、番号3番は売買によって取得し、50ページの番号2番も親子間の使用貸借権を設定して一般住宅と露天駐車場として利用するための申請です。図面は24ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であり、第2種農地と判断されるところと考えます。

雨水排水につきましては、主に道路沿いの排水路に、また北側の隣接農地側に排水路を設置し、東側にも用排水路があり問題ないと考えます。

また、道路縁から約80センチ盛土する計画で、道路側に擁壁を設置し土砂止めとなります。これにつきましては父親の所有農地にも擁壁を延長する予定であり、今回形状変更届をさせていただいております。道路からの進入は丹波市に申請をしております。親子間での使用貸借は契約書案を確認しております。隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への影響はないものと思われまます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番並びに議案第3号の使用貸借権設定の番号2番、報告第1号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番、並びに議案第3号の使用貸借権設定の番号2番につきましては、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番、並びに議案第3号の使用貸借権設定の番号2番につきましては、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

なお、報告第1号の番号2番につきましては、御承知おきください。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、農地を売買により取得し、蓄電池用地及び保守管理車両用駐車場を設置するための申請でございます。図面は49ページに示しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、借受人が自宅を建設するため、親子間で使用貸借権を設定し、転用するための申請です。図面は51ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあつてかつ概ね500メートル以内に医療施設が2か所あるため、第3種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による農地等の貸借権設定・一時許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号、貸借権設定・一時許可、番号1番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号1番から番号5番につきましては、同一のものでございますので、併議という取扱いでさせていただきます。

それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号5番を、一括して議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番から番号5番は、農地を賃貸借権設定により、送電線鉄塔建替工事に伴うヘリ基地、ヘリ荷吊場、進入路等として使用するための申請です。地図は53、54ページに示しています。

申請地の農地区分は、農振農用地となっているため、丹波市長から当該農地を一時的な利用に供するため、丹波市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないとの意見を、確認しています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、農地に復元されることが確実であり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

大規模転用案件のため、事前調査を行っておりますので、隣接の春日地域委員長より再度確認報告をお願いいたします。

○委員 番号〇番の〇〇が現地の確認報告をさせていただきます。

22日に現地で事業者から説明を受けました。隣接する所は山林に面しており特に農地への支障はないと認めます。ヘリが飛ぶことですが山林の上ばかりですので、殆ど影響がないことをお聞きしました。

以上でございます。

○議長 春日地域委員長からの確認報告が終わりました。

番号1番から番号5番につきまして質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 後に出てきます電気事業者の工事は、届出があります。現地から谷を越えた向こう側で工事を行われ、そこへ向かってヘリを飛ばすための基地がこの案件で、その一時許可という内容ですので、補足して説明させていただきます。

番号1番から5番につきまして、質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番から5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番から5番について、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号12番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は58ページに示しています。

12月16日に確認したところ、現地は宅地内の庭となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号2番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は59ページに示しております。

12月15日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和49年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しております。

12月15日の地域委員会で確認したところ、現地は倉庫が建っており、農地への復旧は困難であります。周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和37年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しています。

12月15日に確認したところ、現地は倉庫・露天資材置場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期、は平成5年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番から番号8番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番につきましては、地目変更のための非農地証明願でございます。

12月16日に春日地域委員会として現地を確認したところ、現地は物置と露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)の(ウ)に該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は63ページに示しております。

12月16日に地域委員会として現地を確認したところ、現地は東側の建物に入るための進入路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成5年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)の(ウ)に該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

番号7番も、地目変更のための非農地証明でございます。図面は64ページに示しております。

12月16日に現地を確認したところ、現地は車庫となっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和53年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)の(ウ)に該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

番号8番も、地目変更のための非農地証明願です。図面は65ページに示しております。

12月16日に現地を確認したところ、現地は住宅となっております。農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和51年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)の(ウ)に該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号11番、番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は66ページに示しています。

12月12日に確認したところ、現地は宅地の一部として物置が建っており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成4年頃で、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は42ページです。

12月12日に地域委員会で確認したところ、2筆は露天駐車場、1筆は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号11番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号12番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第 5 号 ～

○議長 議案第 5 号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号朗読

○議長 氷上地域、春日地域、山南地域がございますので、地域ごとに確認をしたいと思っております。
氷上地域委員会から番号 1 番から番号 3 番につきまして、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番、番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

担当者と現地確認をしましたが、全て照会のとおり回答することに問題ないことを確認しております。

○委員 番号 3 番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明します。

1 2 月 1 5 日に担当者と、氷上町棧敷、北油良地域について、現地確認をしました。

現地の利用状況は全て山林・墓地と確認しましたので、照会のとおり回答することに問題ないことを確認しています。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番につきまして、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第 5 号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番につきましては、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第 5 号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についての番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番につきましては、照会のとおり取り扱うことに異議がないと回答いたします。

続きまして、番号 4 番、番号 5 番につきまして、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 4 番、番号 5 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 4 番、番号 5 番は、1 2 月 1 6 日の地域委員会におきまして現地を確認したところ、照会のとおりと確認いたしましたので報告させていただきます。

○議長 春日地域委員会から確認報告が終わりました。

番号 4 番、番号 5 番につきまして、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第 5 号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、番号 4 番と番号 5 番について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についての番号4番、番号5番につきまして、照会のとおり取り扱うことに異議がないと回答いたします。

続きまして、番号6番につきまして山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

12月12日、山南地域委員会におきまして現地確認並びに審議いたしましたところ、照会のありました地籍調査事業における地目認定につきましては、全て照会のとおり特に問題はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第5号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、番号6番につきまして、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、番号6番につきましても、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号2番まで、12月16日の柏原地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号3番から番号24番まで、12月15日の地域委員会で確認いたしました。全ての農地におきまして効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号25番から番号29番まで、12月15日の青垣地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号30番から番号50番まで、12月16日の春日地域委員会として確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に

関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○委員 番号51番を12月12日の山南地域委員会において、確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号52番から番号67番まで、12月12日の地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

番号55番の設定を受ける方の住所が市外ですが、実家が同地域内にありますので、地元に来て耕作するということです。

○議長 各地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 番号1番の方は高齢ですが、10年ということですが、大丈夫ですか。

○委員 はい。他の農地もご家族と一緒にされております。

○議長 ほか、内容につきまして、質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号、農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。ありがとうございます。

～ 報告第1号 番号1番 ～

○議長 報告第1号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足することはございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地の形状変更についての申請書で、図面は71ページに示しています。

耕作上利便性向上を目的に、境界畔の撤去を行うというものです。

○議長 隣も同じ方が耕作されている。

○委員 はい。

○議長 質問等はございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 番号1番 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から、補足することはありませんか。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号1番は、農業用倉庫、農業用車両置場を建設するための届出で、図面は74ページですが、届出者が経営規模拡大を図っていることに伴い、農業用倉庫・農業用車両置場が手狭となっていることから、設置するものです。以上です。

○議長 質問等、ございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 続きまして、報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

公共工事の届出について4件出ております。

内容につきまして、何か質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、電気事業者による届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

1件は地質調査、もう1件は市島地域における鉄塔建替えということでございます。内容につきまして、何か質問等はありませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号電気事業者による届出について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事につきましては、全て終了いたしました。

この際、何か質問、意見等ございましたらお願いします。

無いようでしたら、事務局お願いいたします。

○事務局 (事務連絡)

○議長 閉会ですが、2025年もあとわずかになっております。皆様には大変お世話になり、

ありがとうございました。

振り返ってみますと、作物的にはあまり出来が良くなかったと思っておりますけど、それだけ異常気象の影響や、米騒動があったり、農業はこれからいろんな問題が待っていると思います。昔から「百姓の来年」と言葉があるように、来年こそは良くなるようにと願ひまして、本日の会議を閉じたいと思います。

それでは皆さん、よいお年をお迎えください。どうも御苦勞様でした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和7年12月25日

議 長 _____ ㊟

議事録署名委員（1番委員） _____ ㊟

議事録署名委員（3番委員） _____ ㊟